

父が仕事のため郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から8月までの避難実費相当額等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- (1) 避難費用（交通費・引越し費用）
- (2) 避難費用（面会交通費）
- (3) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- (4) 避難雑費

#### 2 期間

自 平成24年1月1日  
至 平成24年8月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金811,200円の支払義務があることを認める。

(内訳) ① 避難費用（交通費・引越し費用）	52,800円
② 避難費用（面会交通費）	358,400円
③ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	240,000円
④ 避難雑費	160,000円

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月19日

（仲介委員 尾野恭史）